

長野県都市公園指定管理者選定委員会設置要領

(設 置)

第 1 建設部が所管する県の都市公園の指定管理者候補者(以下「候補者」という。)の選定を行うため、長野県都市公園指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(構 成)

第 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、都市・まちづくり課長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者を充てる。

(1) 学識経験者

(2) 地元関係者

(3) 県の都市公園を管轄する建設事務所職員

4 委員長及び委員は、当該公の施設の指定管理者に応募した法人その他の団体(以下「法人等」という。)の役員である場合には、当該公の施設の候補者の審査に加わることができない。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審査事項)

第 3 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

(1) 指定管理者の指定の期間、指定管理者の選定基準及びその細目並びに候補者となるための要件

(2) 候補者の選定

(3) その他候補者選定に関する事項

(審査方法)

第 4 委員会の審査は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める調書により行うものとする。

(1) 第 3第 1号に掲げる事項の審査

指定管理者候補者募集等要件調書により行う。

(2) 第 3第 2号に掲げる事項の審査

指定管理者候補者選定調書に基づき、申請書類の審査、ヒアリング及びプレゼンテーション等候補者の選定に当たり適切な方法により行う。

(会議等)

第 5 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

3 審査すべき事項について、委員会に付すいとまがない場合その他特別の理由がある場合には、持ち回り審議をもって委員会の審査に代えることができる。この場合においては、委員長及び過半数の委員の同意を得るものとする。

(候補者の選定)

第 6 委員会は、応募した法人等の中から、条例で定める選定基準及び第 4の審査基準に照らして、最も適切な管理を行うことができると認められる者を候補者として選定する。

(庶 務)

第 7 委員会の庶務は、建設部都市・まちづくり課において行う。

(雑 則)

第 8 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則 この要領は、平成21年7月22日から施行する。

附 則 この要領は、平成25年6月14日から施行する。

附 則 この要領は、平成26年7月28日から施行する。

長野県都市公園指定管理者選定委員会名簿

(敬称略)

区分	氏名	役職等
委員長	藤池 弘	長野県都市・まちづくり課長
委員	大里 弘人	長野国道事務所副所長
〃	山中 崇	公認会計士
〃	大窪久美子	信州大学農学部教授
〃	丸山 隆義	公益財団法人長野県体育協会専務理事
〃	岩垂 彰	烏川溪谷緑地市民会議座長
〃	久保田 薫	安曇野市都市計画課長
〃	坂田 浩一	長野県飯田建設事務所長
〃	飯森 正敏	長野県安曇野建設事務所長